

2026年（令和8年）3月26日

福岡高等裁判所

長官 小林 宏 司 殿

福岡県弁護士会

会長 上 田 英 友

同人権擁護委員会

委員長 吉 田 純 二

## 要 望 書

当会は、弁護士法に規定された弁護士の使命である基本的人権の尊重と社会正義の実現を期するために人権擁護委員会を設け、人権侵害救済申立を受けた案件について、調査を行い、事案に応じて適宜の措置をとることとしております。

このたび、●●●●氏の申立てにかかる案件について、人権擁護委員会で調査・検討を重ねた結果、貴所に対して、次の「要望の趣旨」のとおり、要望をすべきとの結論に達し、当会の議決機関である常議員会においてこれを承認しました。

本要望をすることとした理由は、別紙「要望の理由」記載のとおりです。

## 要 望 の 趣 旨

貴所に対し、今後は、必要性が十分に認められ、かつ、相当性がある場合でなければ、貴所を訪れた傍聴希望者への服装による入庁制限を行わないように要望する。

(別紙)

## 要 望 の 理 由

### 第 1 当事者

#### 1 申立人

氏 名 ●●●●

住 所 ●

#### 2 相手方

名 称 福岡高等裁判所

所 在 〒 8 1 0 - 8 6 0 8 福岡市中央区六本松 4 丁目 2 番 4 号

### 第 2 申立書の趣旨

相手方に対し、申立人が裁判を傍聴することを制止するようなことをしてはならないとの勧告をすることを求める。

### 第 3 申立ての理由

1 申立人は、令和 5 年 1 0 月 4 日午前 1 1 時から行われる福岡高等裁判所において開かれる訴訟計 3 件の傍聴を希望して同裁判所庁舎に赴いたところ、午前 1 1 時頃、同裁判所庁舎の玄関にて、申立人が着用していた T シャツの背中に「g o o d b y e n u k e s さよなら原発」と記載されていることを理由に、警備員から、T シャツの上に何かを羽織るように求められた。

申立人が、その求めを受け入れないでいると、同裁判所職員が現れ、その場にとどまるように求めた。

しかし、申立人は、それを無視して、同日午前 1 1 時から行われる裁判の法廷へ移動し、傍聴席に座ったところ、期日の開始前、申立人のもとへ同裁判所の職員が来て、申立人に対し、文字が背中に記載されており裁判官には見えないため、着用してもよいという旨を伝えた。

- 2 申立人は、同日午後2時頃、裁判の傍聴のため、前記Tシャツを着用し、同裁判所庁舎に行った。同裁判所の職員が、所持品検査実施場所の近くにおり、申立人に対し、Tシャツに関し、そのまま着用したまま傍聴しないようにという趣旨のことを言った。
- 3 申立人は、同月6日午後、裁判の傍聴のため、前記Tシャツを着用し、同裁判所庁舎に行った。同裁判所の職員は、申立人に対し、Tシャツを着用したまま傍聴しないようにという趣旨のことを言った。
- 4 上記1ないし3の同裁判所職員の言動は、申立人の裁判傍聴の権利を一時的に制止したものであるか(上記1)、或いは、何らかの制約を加えようとしたものであり、申立人の裁判を傍聴する権利を侵害するものである。また、Tシャツに記載されたメッセージを隠すように求めた行為が自己の意見を表現する自由を侵害するものである。
- 5 そこで、申立人は、同裁判所に対し、上記侵害行為がなされることのないよう、再発防止を求めるべく勧告をすることを求める。

#### **第4 調査の経過**

- 1 2023年11月30日・・・申立の受理
- 2 2024年 3月19日・・・本調査の開始
- 3 10月21日・・・当会より相手方に対して照会書送付
- 4 12月 6日・・・相手方より調査委員に対して電話で回答

#### **第5 前提事実**

福岡高等裁判所の広報担当者によれば、個別案件については回答をしないという対応であったので、申立書に記載された以下の事実を前提とする。

- 1 2023年10月4日午前の出来事について  
申立人は、同日午前11時から行われる、福岡市が自衛隊に対し個人情報を

提供していたことに関する裁判の傍聴のため、福岡高等裁判所庁舎を訪れた。その際、「goodbye nukes さよなら原発」という文字が背中側に記載されたTシャツ（以下「本件Tシャツ」という。）を着用していた。

同裁判所庁舎の1階においては、普段から警備員による所持品検査が行われている。申立人は、警備員による所持品検査を通過した後、警備員から少し待つように求められた。申立人が、1階で待っていると、同裁判所の職員が来た。同職員は、申立人に対し、「Tシャツに政治的なメッセージが書かれているため、入れない、何か羽織るものはありますか」と言った。申立人は、これに対し、抗議をしたところ、他の職員から、「上で会議をしていますので、ちょっとお待ちください」と言われた。申立人は、職員からの制止に対し、裁判の開廷時間が近づいたことや、同行していた周囲の人からの後押しもあり、1階を離れ、法廷に移動した。申立人が着席した後、職員が法廷に来て、申立人に対し、「背中の文字だから裁判官には見えないのでよしとします」と言った。その後、申立人は、希望していた裁判を傍聴した。

## 2 2023年10月4日午後の出来事について

申立人は、同日午後2時から行われる、玄海原発に関する裁判の傍聴のため、福岡高等裁判所庁舎を訪れた。その際、本件Tシャツを着用していた。

同裁判所庁舎の玄関には、同裁判所職員が待機していた。同職員は、申立人に着用しているTシャツでの入廷を遠慮する旨言ったが、同行していた周囲の人が「何を言ってるんだ」などと反論を行ったこともあり、所持品検査を通過し、法廷に移動した。その後、申立人は、希望していた裁判を傍聴した。

## 3 2023年10月6日の出来事について

申立人は、同日午後に行われる、福島原発事故被害救済に関する裁判の傍聴のため、福岡高等裁判所庁舎を訪れた。その際、本件Tシャツを着用していた。

警備員は、申立人に対し、「そのTシャツでの入廷は遠慮を」などと言った。同行していた周囲の人が、警備員に対し、「何を言ってるんだ」などと抗議を行っ

たこともあり、警備員は「目立たせないようにしてください」というにとどまり、申立人は、所持品検査を通過し、法廷に移動した。その後、申立人は、希望していた裁判を傍聴した。

## **第6 判断**

### **1 問題となる人権侵害行為について**

本件において問題となりうる人権侵害行為は、相手方の公権力を行使する福岡高等裁判所職員及びその委託を受けた警備員(以下「裁判所職員等」という。)が、申立人に対し、裁判所庁舎の玄関・ロビーにおいて、本件Tシャツに記載されたメッセージを隠すように求めたり、本件Tシャツを着用した状態で裁判を傍聴することを制限しようとしたりして、留め置いたこと(以下「本件服装入庁制限」という。)である。すなわち、裁判所職員等の行為は、申立人が、裁判を傍聴する権利(憲法13条、憲法82条1項)を侵害するのではないか、また、裁判所職員等の行為は、申立人が、メッセージの記載されたTシャツを着用するという方法により自己の意見を表現する自由(憲法21条)を侵害するのではないか、ということが問題となりうる。

### **2 裁判所による服装等の規制の根拠について**

#### **(1) 庁舎管理権**

前提として福岡高等裁判所庁舎1階ロビーにおいては、庁舎内に入ることが希望する一般市民に対して所持品検査が実施されているが、これは高等裁判所事務局長、地家庭裁判所所長による庁舎管理権の共同行使により行われている(相手方広報課)。

そのうえで、本件申立てにあるようなロビーにおける着用衣類に関する入庁制限がなされる根拠は、上記と同様の高等裁判所事務局長、地家庭裁判所所長による庁舎管理権の共同行使によるものであり、裁判所の庁舎等の管理に関する規程(以下「庁舎管理規程」という。)12条1項10号にも定めが

ある<sup>i</sup>。

福岡地裁・高裁では「傍聴についての注意事項」として「服装をととのえ、はちまき、ゼッケン、たすき、その他これに類するものを着用しないこと。」とあり、「右条項に違反した者は退廷を命じられまたは処罰されることがあります」ということが法廷の出入口付近に貼られているが、庁舎管理規程12条1項10号を根拠としている。

## (2) 法廷警察権

他方、法廷においては、裁判官の法廷警察権に基づき、着衣衣類に関する制限が行われることもあるが、これは、裁判所法71条や裁判所傍聴規則1条2号<sup>ii</sup>を根拠とし、後者においては、裁判官は、「法廷における秩序を維持するため必要があると認めるとき」は、「裁判所職員に傍聴人の被服又は所持品を検査させ、危険物その他法廷において所持するのを相当でないと料する物の持込みを禁じさせること。」ができ、「前号の処置に従わない者…の入廷を禁ずること。」ができることとされている。

この法廷警察権の行使については、法廷の状況等を最も的確に把握し得る立場にあり、かつ、訴訟の進行に全責任を持つ裁判長の広範な裁量に委ねられるべきであるから、法廷警察権の目的、範囲を著しく逸脱し、又はその方法が甚だしく不当であるなどの特段の事情のない限り、国家賠償法上違法とはならないとされている（最大判平1年3月8日）。

もっとも、ブルーリボン訴訟地裁判決（大阪地判令和5年5月31日）においては、具体的事件で実際に支援者間のいさかきに当該バッジの着用という表現行為も関わっていたことなどから、さらなるいさかきに発展するなどして訴訟の進行に支障を来し、また、裁判所の中立性・公平性に懸念を抱かせるおそれがあったとして、法廷警察権に基づき当該バッジを取り外すよう要請したこと及び取り外さなければ入廷を認めない措置を取ったことはいずれも適法と判断しているのであって、個別具体的な必要性や手段の相当性

を問題としている。

また、同訴訟高裁判決（大阪高判令和6年1月24日）も、表現の自由の侵害の有無について「法廷は、・・・訴訟関係者や傍聴人がバッジの着用等により表現行為をすることは予定されていないし、またそのために法廷における円滑な訴訟の運営が妨げられる可能性がある場合にまで何らの制約も受けないということとはできない」と判示しているものの、基本的には上記地裁の判断枠組みを踏襲していると評価できる。

### **3 庁舎管理権も無制約に行使できるものではないこと**

#### **（1）裁判の公開の原則**

本件服装入庁制限は、具体的な事件の裁判官の指示に基づくものではないことから、庁舎管理権に基づく制限である。

そして、一般に、庁舎管理権については、これに広い裁量を認める裁判例も存在する（刑事施設の面会室における弁護士等の写真撮影行為の事案について福岡高判平成29年7月20日、福岡高判同年10月23日など参照）。

しかし、庁舎管理権も、無制約な行使が認められるわけではなく、当該施設の属性や担っている職務と義務、庁舎管理権を行使すべき必要性及びその手段の相当性との関係において、違法となる余地もあるといえる。

この点、裁判所庁舎は、裁判の公開の原則（憲法82条1項）という憲法上の制度的保障（間接的な人権保障）との関係、すなわち、裁判への国民の監視を可能とし、司法の公正さを確保するために重要な原則なのであるから、庁舎管理権の行使として制約をもうける場合においても、法廷警察権の行使の場合と同様に、十分な必要性と相当性がなければならないといえる。

とりわけ、本件のような服装による入庁制限は、傍聴のために法廷に赴く前の段階において、庁舎への立入を制限するものであって、裁判の公開の原則をないがしろにする危険性が高いから、厳格な運用が求められるといえる。

#### **（2）裁判を傍聴する権利の侵害について**

また、裁判を傍聴する権利については、裁判の公開が制度として保障されていることに伴い、各人は裁判を傍聴することができるということにとどまり、右憲法の規定は各人が裁判所に対して傍聴することを権利として要求できることまでを認めたものではないとの最高裁判決がある（最大判平1年3月8日）。

しかし、裁判を傍聴する権利が憲法上の人権であるか否かは措くとしても、前述の裁判の公開の原則の憲法上の趣旨や理念に照らし、濫りに公権力から制約されるいわれはないといえる。

### **（３）表現の自由の侵害の恐れ及び萎縮効果もあること**

さらに、前述のブルーリボン訴訟高裁判決が判示するように、裁判所庁舎内や法廷内において、訴訟関係者や傍聴人に、服装やバッジの着用等による表現行為の自由があるかどうかについては、法律家の間でも意見が分かれるところである。

しかし、表現の自由は、民主主義国家の政治的基盤をなし、国民の基本的人権のうちでもとりわけ重要であって、法律によってもみだりに制限することができないものであり、十分な必要性と相当性がない場合にまで、これを規制して、不利益や不当な圧力を及ぼし、国民を萎縮させることも許されないというべきである（いわゆる「萎縮効果論」（名古屋高判平成24年4月27日参照））。

そして、このことは、裁判所外での表現行為に萎縮的效果が生じ得るという意味において、司法権が行使される裁判所においても例外ではないといえる。

### **（４）小括**

以上からすれば、裁判所が庁舎管理権の行使として本件服装入庁制限を行うような場合においても、その必要性が十分にあり、かつ、相当性が認められるものでなければならないといえる。

#### 4 判断

そこで、本件服装入庁制限の適否を、前記基準によって検討すると、以下のとおりである。

まず、裁判所職員等の本件服装入庁制限に関する規制趣旨としては、法廷内においては、適正かつ迅速な訴訟の進行を維持し、審理の中立性・公平性を保つためであり（前掲ブルーリボン訴訟地裁判決参照）、ロビーにおいては、法廷に入室する前に制限するためといい得よう。

しかしながら、本件の申立人が着用していた本件Tシャツは、庁舎管理規程12条1項10号や福岡地裁・高裁の「傍聴についての注意事項」の「はちまき、ゼッケン、腕章、たすき、その他これに類するもの」とは一概に言い難く、また、「goodbye nukes さよなら原発」という文字が入った本件Tシャツを申立人1名が着用していたからといって、このことが、法廷の秩序を乱し、訴訟の進行に影響を与えるとは考え難いし、裁判所の中立性・公平性に対して懸念を抱かせるおそれがあるともいえない。

特に、福岡市が自衛隊に対し個人情報を提供していたことに関する裁判は、本件Tシャツの文字とは内容において全く関係がなかったのであるから、同日午後2時に玄海原発に関する裁判が予定されていたとはいえ、午前中の段階で、本件服装入庁制限をすべき必要性は低い。

また、仮に、相手方に係属している原発関連の裁判における今後の支援者等の間の潜在的ないさかいを防止する観点からこのような制限を課していると善解したとしても、それが未だ具体化していない段階では、十分な必要性があるとは言い難く、また、前述の表現の自由に対する萎縮効果に繋がりがねず、容認できない。

そもそも、入庁制限が、適正かつ迅速な訴訟の進行を維持し、法廷内における審理の中立性・公平性を保つためという趣旨ゆえのものであるなら、庁舎管理権に基づき、あらゆる政治的メッセージ入りの衣類を一律に制限する必要性はな

い。具体的事案において、担当事件の裁判官が、法廷警察権に基づき、訴訟の進行に支障を来し、審理の中立性・公平性を害するおそれがあるメッセージ入りの衣類やそれを利用した示威行為を制限すれば足りるはずである。

## 5 結論

以上からすれば、裁判所職員等の行為は、庁舎管理権の行使としてその裁量を逸脱しており、裁判の公開の原則に反し、申立人の裁判を傍聴する権利又は表現の自由を侵害し又はそのおそれがあったといえる。

## 第7 採られるべき措置

以上のとおり、相手方の本件服装入庁制限は、庁舎管理権の行使としてその裁量を逸脱しており、裁判の公開の原則に反し、申立人の裁判を傍聴する権利又は表現の自由を侵害し又はそのおそれがあったといえる。

もっとも、申立人は、本件服装入庁制限を受けたものの、結果的にはいずれの機会においても本件Tシャツの着用を継続したままで、希望していた裁判の傍聴が出来ていること、玄関、ロビーに留め置かれた時間も長い時間ではなかったことが推察されること等も考慮し、本件については、相手方に対し、別紙要望の趣旨のとおり、要望をするにとどめるのが相当である。

以上

---

<sup>i</sup> 裁判所の庁舎等の管理に関する規程 12 条

- 1 管理者は、庁舎等において次の各号の一に該当する者に対し、その行為若しくは庁舎等への立入りを禁止し、又は退去を命じなければならない。ただし、管理者が第九号又は第十号に該当する者に対し、庁舎等の管理に支障がないものと認め、その行為を許可した場合は、この限りでない。
  - 一 銃器、凶器、爆発物その他の危険物を持ち込み、又は持ち込もうとする者
  - 二 職員に面会を強要した者
  - 三 立入りを禁止した区域に立ち入り、又は立ち入ろうとする者
  - 四 放歌高唱し、若しくはねり歩き、又はこれらの行為をしようとする者
  - 五 宣伝カーを持ち込み、又は持ち込もうとする者
  - 六 座り込み若しくは通行の妨害になるような行為をし、又はしようとする者
  - 七 寄付を強要し、又は押売りをする者
  - 八 裁判所の禁止に反し写真機、録音機その他これらに類する物を持ち込み、又は持ち込もうとする者

うとする者

九 旗、のぼり、プラカード、拡声器その他これらに類する物を持ち込み、又は持ち込もうとする者

十 はちまき、ゼツケン、腕章その他これらに類する物を着用する者

十一 前各号に掲げる者のほか、庁舎等の管理に支障がある行為をし、又はしようとする者

2 管理者は、庁舎等の管理のため必要があると認めるときは、庁舎等において、文書、図画、びらその他これらに類する物を頒布し、又は頒布しようとする者に対し、その行為若しくは庁舎等への立入りを禁止し、又は退去を命じなければならない。

3 第九条の規定は、第一項ただし書の許可をする場合に準用する。

ii 昭和二十二年法律第五十九号

裁判所法

第七十一条（法廷の秩序維持） 法廷における秩序の維持は、裁判長又は開廷をした一人の裁判官がこれを行う。

② 裁判長又は開廷をした一人の裁判官は、法廷における裁判所の職務の執行を妨げ、又は不当な行状をする者に対し、退廷を命じ、その他法廷における秩序を維持するのに必要な事項を命じ、又は処置を執ることができる。

第七十三条（審判妨害罪） 第七十一条又は前条の規定による命令に違反して裁判所又は裁判官の職務の執行を妨げた者は、一年以下の拘禁刑又は二万円以下の罰金に処する。

昭和二十七年九月一日最高裁判所規則第二十一号

裁判所傍聴規則

第一条 裁判長又は一人の裁判官(以下「裁判長」という。)は、法廷における秩序を維持するため必要があると認めるときは、傍聴につき次に掲げる処置をとることができる。

一 傍聴席に相応する数の傍聴券を発行し、その所持者に限り傍聴を許すこと。

二 裁判所職員に傍聴人の被服又は所持品を検査させ、危険物その他法廷において所持するのを相当でないと思料する物の持込みを禁じさせること。

三 前号の処置に従わない者、児童、相当な衣服を着用しない者及び法廷において裁判所又は裁判官の職務の執行を妨げ又は不当の行状をすることを疑うに足りる顕著な事情が認められる者の入廷を禁ずること。

第二条 傍聴人は、入廷又は退廷に際し、裁判長の命令及び裁判長の命を受けた裁判所職員の指示に従わなければならない。

第三条 傍聴人は、法廷において、次に掲げる事項を守らなければならない。

一 静粛を旨とし、けん騒にわたる行為をしないこと。

二 不体裁な行状をしないこと。

三 みだりに自席を離れないこと。

四 裁判長の命ずること及び裁判長の命を受けた裁判所職員の指示することに従うこと。

附則

この規則は、公布の日から、これを施行する